

大都市制度（特別区設置）協議会

《第3回議事録》

■日 時：平成29年9月29日(金) 13:31～14:47

■場 所：大阪市役所7階 特別委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、大橋一功委員、河崎大樹委員、
(名簿順)横山英幸委員、花谷充愉委員、徳永慎市委員、杉本太平委員、八重樫善幸委員、
中村広美委員、山下昌彦委員、辻淳子委員、守島正委員、徳田勝委員、
黒田當士委員、川嶋広稔委員、辻義隆委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、第3回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は定数20名のうち20名の委員が出席されておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の協議会については8月29日の法定協議会の後に開催した代表者会議において特別区素案を協議項目とすることで協議・調整しておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。

特別区素案について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：井上制度企画担当部長)

制度企画担当部長、井上でございます。

事務局のほうから順次資料のほうを説明させていただきます。

まず、本日の資料としまして、お手元に副首都・大阪にふさわしい大都市制度「検討背景」、それから「特別区（素案）総論」、「特別区（素案）各論」をご用意させていただいております。

検討背景につきましては、せんだっての総合区素案においても説明したものでございますので、本日は説明を省略させていただきます。

特別区（素案）総論をお開き願います。

資料を含めまして3枚程度めくっていただきまして、総論－1ページをお開き願います。

まず、本素案の位置づけでございますが、知事・市長の制度設計に係る指示を踏まえまして、行政的に調査分析を行い、各部局の協力を得て、副首都推進局で取りまとめたものでございます。

本素案をもとにご議論いただき、協定書（案）を取りまとめていただくことを目的としております。なお、本素案内の試算等につきましては、一定の条件のもと、現時点で算定可能な数値をお示ししており、特別区設置に当たっては、その時点の条件のもと、府市で協議を行い、最終的に確定させる必要がございます。

今後、この案をもって国との調整をスタートさせていただき、適宜、協議会にはフィードバックしていきたいと考えております。

なお、特別区の財政シミュレーション、長期財政推計でございますが、下段の※にも記載しておりますとおり、その前提条件となります事務分担、組織体制などの制度設計、それから設置のコスト等の内容をもとに作業を進めるため、現在精査中でございます。また、設置のコスト等につきましても、財政シミュレーションと関連するため、一体のものとして、後日の法定協議会でお示しさせていただきたいと考えております。

2ページをお願いします。

新たな大都市制度の実現に向け、特別区の設置によりめざすものとしまして、広域機能の一元化・二重行政の解消による都市機能の強化と住民に身近な公選区長・区議会による基礎自治機能の充実をめざすこととしております。

広域機能を大阪府へ一元化することで都市機能の整備を迅速・強力かつ効果的に推進するとともに、基礎自治機能の充実に向けては、東京とは違う大阪独自の特別区を設置し、豊かな住民生活の実現をめざします。

3ページをお開き願います。

広域機能一元化の意義・効果です。

かつての大阪は都市集積が府域全域に広がる中、市は市域内、府は市域外という役割分担が固定化し、連携不足を指摘されておりましたが、現在は知事と市長の方針が一致することで連携が強化され、都市機能の充実に向けた取組みを推進しています。

しかしながら、都市インフラの整備など副首都・大阪を確立し、持続的な発展を実現するためには、中長期にわたる継続的な連携が必要となっております。その間、必ずしも知事と市長の方針が一致するものではなく、府市の協議が遅ればロスが発生することにもなり、大阪の成長・発展に向けては、継続的に事業実施できる仕組みを構築する必要があります。

副首都・大阪の成長・発展に向けた取組みを迅速・強力かつ効果的に進めていくためには、4ページでございますが、知事・市長が代わっても、都市機能の強化に取り組み、二重行政が制度的に解消され、広域機能の強化が担保できる仕組みを整える必要がありますことから、広域と基礎の役割分担を徹底し、府市が有する広域機能を大阪府に一元化することとしております。

広域機能の一元化により、司令塔機能を一本化することで、責任主体の明確化が図られ、統一的な戦略のもと大阪全体の発展を支える取組みが迅速に推進できること、ソフト・ハード両面で、大阪の成長に向けた施策を強力に推進できること、広域的な視点のもと大阪が有する資源の最適活用により、取組みを効果的に推進することが可能になると考えております。

5ページをお開き願います。

今申し上げた内容を整理した資料でございます。

広域機能の一元化により、迅速・強力かつ効果的な政策展開が可能となり、大阪の成長を将来にわたって確固たるものとする中で、その成長の果実をもとに、税収の確保による福祉のさらなる支えや経済成長や雇用創出による府民所得の向上など、豊かな住民生活を実現することをめざします。

7ページをお開き願います。

この7ページ以降は広域機能一元化による効果をお示ししております。

かつての府市における広域機能は役割分担が固定化し、成長戦略や産業振興などの各分野で相乗効果を発揮できず、大阪の強みを十分生かせていませんでした。現在は知事と市長、各部局間で協議・連携が進み、戦略の一本化や二重行政の解消が一定進んでおりますが、課題も残されております。このため、広域と基礎の役割分担を徹底し、広域行政は大阪府に一元化し、二重行政を制度的に解消するとともに、結果、各分野において司令塔機能が一本化され、責任主体の明確化とともに、ソフト・ハードが一体となった施策展開や広域的資源の最適化など、迅速・強力・効果的な政策展開が可能になるということをお示ししております。

8ページをお願いします。

8ページ以降は各分野における具体的な効果例をお示ししております。

1つ目は経済成長です。産業・観光・広域インフラ・雇用など経済成長に係る機能が大阪府に一元化されることで、国際的な都市間競争を勝ち抜くための都市力を総合的に強化していくこと。

2つ目は広域交通ネットワークでございます。圏域全体を見据えた計画・調整・整備の権能が一元化されることで、アジア・世界とつながるゲートウェイや国内各地を結ぶ国土軸の強化、圏域内の交通利便性が向上し、さらには産業や観光などの施策との連携により都市の拠点性を向上させていくこと。

9ページをお開き願います。

3つ目は都市拠点の形成として、大阪府が責任主体となり、統一的な戦略のもと、ベイエリアやうめきたをはじめとした大阪の顔となる都市拠点をソフト・ハード一体的に整備していくこと。

4つ目は防災・危機管理として、広域的なハード整備が一元化されるとともに、警察や消防、土木部門などの組織が大阪府に集約されることで平時からの災害への備えや非常時への対応の両面にわたり、府域全体を見据えた最適かつ効果的な防災・危機管理対応が迅速に実現可能となること。

こうしたことは現在のような緊密な府市連携が中長期にわたり続くとすれば、一定実現可能ではありますが、制度的に一元化することで将来にわたり確固たるものにできるのではないかと考えております。

10ページをお願いします。

10ページは特別区設置の意義・効果です。

大阪市において近年増加傾向にあった人口は今後減少に転じ、高齢化も進展することが予測され、医療・介護などの社会保障関連経費が増加すると見込まれます。また、地域コミュニティ機能が低下する一方で、地域課題はより一層複雑・多様化し、防災・危機管理への対応など、市民の安全・安心の確保も必要となっております。

このような現状に対して、大阪市をはじめとする大都市では、市役所の組織が大規模化し、カバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離が遠くなる傾向となっております。このため、住民に身近なサービスをより近い組織において提供することや住民による行政への参画、限られた財源のもと、施策の選択と集中を行うなど、厳格な財政運

営が求められているところです。

このような中、住民意思を的確に反映していくためには、11ページをお開き願います。

より住民の視点に立ったきめ細かいサービスが提供でき、地域コミュニティを維持し、住民意見を行政に反映できる仕組みを整える必要がございます。

そこで、独立した基礎自治体である大阪独自の特別区を設置することで、選挙で選ばれた区長、区議会のもと、地域の実情や住民ニーズに合ったサービスを展開することで、住民サービスを最適化すること、特別区ごとに教育委員会や児童相談所、保健所などが設置され、きめ細かいサービスを提供するとともに、中核市並みの事務を担うことで専門的かつ包括的なサービスを提供すること、現在の24区単位に地域自治区・地域協議会を設置することで、住民の利便性の維持や地域の意見を行政に反映することが可能になると考えております。

12ページをお願いします。

今申し上げた内容を整理した資料でございます。

特別区の設置により、下段の表に記載のとおり、住民ニーズへの迅速・的確な対応、住民に身近な行政の実現、住民に身近な地域での政策決定が期待できるなど、より住民に身近な基礎自治体が確立され、きめ細かいサービスが可能になると考えております。

13ページをお開き願います。

特別区の設置による効果としまして、特別区の区政運営を例にお示ししております。

現在、大阪市においては、待機児童問題や高齢化の進展、地域の安全・安心、教育問題、地域のまちづくりなど、さまざまな課題がございます。このような中、大半の施策、予算配分の優先順位づけなどは市長が大阪市全体を見渡して決定しており、現在の行政区長は、その一部について判断している状況です。

14ページをご覧ください。

選挙で選ばれる特別区長が誕生すれば、特別区長自らが直接、方針を決定し、予算編成、条例提案を実施することで、施策全般をきめ細かくスピーディーに決定・展開できることになり、ニア・イズ・ベターが実現できるものと考えております。

15ページをお開きください。

各分野における具体的な効果例をお示ししております。

1つ目は保育・子育て支援です。地域によって待機児童の状況などはさまざまであり、区民ニーズは地域によって異なりますが、より住民に近いところで特別区長が予算の重点配分や基準を改定していくことができるようになると考えております。

2つ目は高齢者福祉です。今後、人口に占める高齢者の割合はますます高まり、高齢者を対象とした多様な健康・福祉対策が求められてきます。高齢者のニーズを踏まえたきめ細かい健康・福祉サービスをより身近な場所で特別区長が判断していくことができるようになると考えております。

16ページをお願いします。

3つ目は地域のまちづくりです。大阪市は建物の老朽化や狭隘な道路が多いなど防災や住環境の課題を抱えた住宅密集市街地の地域が偏っております。また、増加する空き家対策も必要となっております。このため、より地域の実情を踏まえたまちづくりや防災力の向上を図る必要がありますが、より身近なところで特別区長がきめ細かいまちづくりを推

進できるようになると考えております。

4つ目は地域安全です。大阪市は街頭犯罪の発生件数が政令指定都市の中で最多であります。また、各区で発生する犯罪内容・件数もさまざまです。地域の特性や区民ニーズに応じて特別区長が重点的に取り組むべき対策を判断していくことができるようになると考えております。

17ページをお開き願います。

最後に、学校教育です。大阪市が管理・運営する公立小中学校は学校数、児童生徒数とも政令指定都市の中で横浜市に次いで多い状況です。小中学校におけるいじめや学力向上などの教育課題に対して方針を決定し、実施するのは教育委員会です。現在は約400の小中学校のマネジメントを大阪市教育委員会1つが対応しなければならない状況ですが、各特別区に教育委員会が設置されれば、管理・運営する学校数が少なくなり、きめ細かい学校運営・学校サポート体制が確立できるようになると考えております。より学校に近い場所で、地域の実情やニーズに沿った教育方針を決定できることで、学校体制の強化や教育内容の充実などを行うことが可能になるのではないかと考えております。

18ページは特別区と大阪府の役割分担をイメージでお示したものでございます。

19ページをおめくりください。

19ページ以降は各項目の制度設計のポイントを簡潔にお示ししており、20ページはその前提となる基本方針を記載しております。今回の特別区素案でございますが、この作成に当たりましては、大阪府に広域機能を一元化し、副首都・大阪の都市機能の向上を強力に推し進め、大阪の成長を実現させること、特別区の設置により基礎自治機能を充実し、成長の果実をもとにした豊かな住民生活を実現させること、また制度設計に当たっては、住民の不安解消のため、特別区の財政基盤の安定化・均衡、住民サービスの継続、地域コミュニティの維持等に配慮することを基本に作成したところでございます。

具体的には、下の四角囲いでございますが、住民サービス、地域コミュニティ等の点で、現在の住民サービスを低下させないよう、財政基盤の安定化に配慮した区割りを策定したこと、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは適正に承継するとした上で、「地域の状況やニーズも踏まえながら、内容や水準の維持に努める」ことを素案に明記したこと、役割分担を一層徹底し、私立幼稚園の設置認可など、特別区が担う事務を拡充したこと、特別区設置までの準備期間を確保すること、現在の地域コミュニティの維持や窓口サービスの継続に配慮するとともに、住民意見を区政に反映するため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置することとしております。

また、財政関係等では、特別区間の自主財源格差を均衡させること、住民サービスに必要な財源が確保されていることを示すため、交付金の算定方法、算定項目を明確化したこと、財政調整の協議等が不調となった場合の調整の仕組みのイメージを具体化したこと、特別区相互間の配分協議などは、特別区が主体的に決定できる仕組みを将来的にめざすこととしております。

21ページ、22ページは4区2案、6区2案のそれぞれの区割り試案をお示ししております。

23ページから26ページには各項目のポイントをお示ししておりますが、この後、各論で詳細にご説明させていただきます。

また、27ページ以降は区割り試案ごとの比較、それぞれごとに数値の変わる部分を中心に項目ごとにお示ししております。

総論についての説明は以上でございます。

(事務局：大下制度調整担当部長)

制度調整担当部長の大下でございます。

それでは、資料「各論」のほうをご覧ください。

1枚めくっていただきまして、まず「1 区割り」について説明させていただきます。

1ページは区割りについての基本的な考え方を示しております。

各特別区における財政状況の均衡化、各特別区間の将来推計人口格差を2倍以内とする、このほか合区・分区の歴史的経緯、鉄道網や商業集積の考慮、防災面への考慮といった5つの具体的な視点に基づき4区、6区、それぞれ2案、計4案を作成いたしました。

なお、区の名称は素案では北に位置する区から順に第一区から第六区まで仮称で使用しておりますが、本庁舎の位置とあわせまして、区割り案についての法定協議会での議論を踏まえた上で改めて案を提示したいと考えております。

2ページから9ページにかけては、具体的な区割り案をお示ししております。

2ページは試案A（4区A案）でございますが、各案とも共通して、四角囲いで構成される現行政区名、1人当たりの自主財源額、将来推計人口と平成27年時点の人口、昭和以降の合区・分区の変遷を記載しております。

3ページは区割り（案）に関する基礎データとして、人口、面積、分区・合区の変遷などのデータをまとめており、表の最下段の網掛け部分には人口や歳入、自主財源について最大区と最小区の格差を記載しております。例えば左から2列目、将来推計人口で申しますと、第一区が最大で第二区が最小となっており、その格差は1.77倍となっております。また、もう一つの区割りの視点である財政の均衡化ですが、右端の1人当たりの自主財源額は最大が第三区、最小が第四区となり、その格差は1.14倍となっております。

4ページでは試案B（4区B案）の区割り案を、5ページにはその基礎データを記載しています。

なお、試案Bは淀川区をまたぐ区割りにつきまして、東淀川区を淀川区サイドに合区し、福島区を北区サイドに合区しているところが試案Aと異なる部分でございます。

5ページの最下段の最大区と最小区の格差のところをご覧ください。

2列目の将来推計人口では、最大が第二区、最小が第一区となり、その格差は1.33倍となっております。ここで1つご注意いただきたい点といたしまして、試案Aと比べて最大区と最小区が逆転しておりますが、これは第一区と第二区の構成区が東淀川区と福島区を除きまして、試案Aと試案Bがほぼ反対になっているためでございます。また、右端の1人当たりの自主財源額では同じく最大が第二区、最小が第一区となり、その格差は1.19倍となっております。

6ページは試案C（6区C案）として、第一区から第六区までの区割りをお示ししており、7ページにはその基礎データを記載しております。同じく最下段の将来推計人口の第六区と第四区の格差は1.99倍、1人当たりの自主財源額での第一区と第三区の格差は1.2倍となっております。

8 ページは試案D（6区D案）でございますけれども、これも4区案と同様に、C案の区割りと異なる点として、東淀川区を淀川区サイド、福島区を北区サイドにそれぞれ合区した案となっております。

また、9 ページの基礎データの最下段のところでございますけれども、将来推計人口では、第六区と第四区の格差がC案同様1.99倍、1人当たりの自主財源額では第二区と第三区で1.37倍の格差となっております。

なお、6区案も先ほどの4区案と同様に、第一区と第二区の構成区が試案Cと試案Dでほぼ反対になっておりますので、ご注意ください。

区割りについての説明は以上でございます。

続きまして、「2 事務分担」について説明させていただきます。

1 ページでは、特別区と大阪府の事務分担についての基本的な考え方を記載しております。

現状の大阪市と大阪府は法令上の権限により事務を分担していますが、これに加え、大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を市と府でともに実施しています。そのことから今回の検討では、基礎自治体と広域自治体の役割分担を徹底し、現行の法制度にとらわれず、住民に身近な事務は基礎自治体で実施し、大阪全体の視点、統一戦略で取り組むべき事務は、広域自治体が一元的に実施するという役割分担のもと、特別区が担う事務は中核市並み権限とすることを基本とした上で、市と府の事務事業や機能を最適化する観点で事務の仕分けを行っております。

2 ページでございますが、役割分担の考え方といたしまして、特別区は住民に最も身近な存在として、豊かな住民生活や地域の安全・安心を支え、一方、大阪府は大阪都市圏の成長を支え、大阪全体の安全・安心を確保することとしており、それぞれその下に具体的な役割を記載しております。

このような考え方により、3 ページでございますけれども、東京都区の制度にとらわれることなく、大阪独自の事務分担をめざすこととし、特別区の事務分担としては中核市、または一般市の権限とされている事務や地域のまちづくりや住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務のほか、都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近なものは特別区で実施することとしております。一方、大阪府は特別区を包括する新たな広域自治体として、都道府県・政令指定都市の権限に係る事務のほか、中核市や一般市権限の事務であっても、大阪全体の成長や都市の発展などにかかわるものは大阪府が実施することとしております。

4 ページでございますが、特別区と大阪府の事務分担のイメージをお示ししております。

その下、5 ページは事務分担の仕分けの結果を事務事業数として整理したものでございます。

次の6 ページと7 ページにつきましては、特別区が担う事務の概要を分野別に網羅したものでございますが、具体的には次の8 ページのほうをご覧ください。

ここでは特別区が担う事務のうち中核市または一般市の権限とされている主な事務につきまして、その権限や事務分担の考え方を示したのですが、上から2つ目のこども医療費助成、その下の幼児教育無償化、また下から2つ目の敬老優待乗車証交付事業など、大阪市がこれまで独自で進めてきた住民サービスに関する事務なども含まれております。

また、11ページでございますけれども、児童相談所・一時保護所などの政令指定都市権限による事務のほか、12ページでございますけれども、私立幼稚園の設置認可やパスポートの交付といった現在大阪府で実施している都道府県権限に係る事務につきましても、住民に身近な事務ということで、特別区の仕事としております。

次の13ページでございますが、現在の24区で実施している住民票の発行等の窓口サービスなど、表の中で網掛けをしております部分でございますが、これらの事務につきましても、引き続き24区単位で設置される地域自治区事務所において実施することをお示しております。

次の14ページは特別区が共同で行う仕事ということでございますが、専門性の確保やサービスの公平性・効率性を特に確保する必要のある一部の仕事につきましても、一部仕事組合の設置や機関等の共同設置により実施することとしております。

一部仕事組合で実施する仕事につきましてもは、住民負担等の公平性確保の観点から、介護保険事業の運営や偏在する施設の管理、また効率性の観点から共通管理を行う必要のある基幹情報システムの管理などであり、その詳細につきましては15ページに記載のとおりでございます。

14ページ、戻っていただきまして、下段に記載の機関等の共同設置の仕事につきましてもは、監査委員及びその事務局の運営、身体障がい者更生相談所の仕事などをその対象としているところでございます。また、児童相談所及び一時保護所につきましてもは、今後市内で3カ所目の開設が予定されているところでございますけれども、各特別区において施設整備が完了するまでの間、一部の区において暫定的に共同設置により対応することとしております。

次の16ページは大阪市が現在実施している仕事のうち大阪府に承継する仕事の内容をまとめたものでございますが、主な仕事につきましては17ページのほうをご覧ください。

上から2つ目のあいりん対策事業をはじめといたしまして、高等学校や市立大学の運営、また18ページでございますけれども、下水道や都市計画など、これら一般市権限に係る仕事につきましても、今回の仕事分担の基本的な考え方に沿って大阪府の仕事としているところでございます。

19ページでございますけれども、新たな仕事に関する仕事分担ということで、仕事分担（案）の作成時以降に新たに実施することになった仕事事業についても、同様の考え方により仕事分担の整理を行うものとしており、表にはその主な仕事について記載をしております。

次の20ページから21ページにかけては、仕事分担の総括表ということで、仕分け後の特別区と大阪府の仕事につきましても、分野別に仕事の数も含めて整理をしたものでございます。

次の22ページと23ページでございますけれども、新たな大都市制度における特別区と大阪府の仕事の権限のイメージを表にしてまとめたものでございます。

表の左端には、都道府県、政令市、中核市といったように、法令上の権限を、表にはそれぞれ該当する仕事を記載しており、このうち背景が白字の部分は大阪府の仕事として仕分けを行った部分でございます。一方、濃い網掛けの部分は現在、東京特別区において実施されている仕事の範囲でございますが、大阪の特別区が担う仕事といたしましては、こ

の東京特別区が実施する事務に加えまして、中核市以上の権限である薄い網掛け部分も含めた範囲となっております。

次の24ページでは、特別区が中核市並みの事務分担を実現する手法についてお示ししております。

東京特別区が法令により処理する事務とは異なる事務分担としているものにつきましては、地方が自らの判断と責任において行政を運営するという分権の理念に沿って事務処理特例条例等により大阪府から特別区に事務移譲を行うこととしております。また、これにより対応できないものにつきましては、法令等の改正について協議することとしており、25ページの右下の表に記載のとおり、現時点では4つの法令がその対象となっております。

26ページは事務の承継の基本的な考え方といたしまして、特別区の設置の日において、大阪市が処理していた事務は、特別区または大阪府が承継するものとし、住民サービスを低下させないよう適正に事務を引き継ぐとともに、その内容や水準も維持するよう努めることをお示ししております。

事務分担についての説明は以上でございます。

引き続きまして、「3 組織体制」について説明させていただきます。

1 ページでは、組織体制のめざすべき方向性として、大阪府においては全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を推進できる体制、また特別区は地域ニーズに沿った身近なサービスを効果的・効率的に提供できる体制を構築し、その方向性としては、大阪府と特別区がそれぞれの機能をフルに発揮できる最適なサービス提供体制をめざすこととしております。

次の2 ページは事務分担（案）に基づき、現状の組織・職員がどのように移管されるのかの全体像をお示ししております。

左側の現行、大阪市の①市長部局等の職員につきましては、特別区への移管を基本としつつ、一部広域機能に係る事務に従事する職員は大阪府へ移管いたします。その下、②の一般廃棄物から⑨の下水道、博物館、環境科学研究所までについては、経営形態の見直しが予定されているものや事務分担が検討中となっているものなどで、それぞれ見直し等反映後の職員を特別区と大阪府に移管いたします。また、一番下の大阪府のところですが、一部、特別区へ移管する事務に係る職員を特別区へ移管いたします。

3 ページでは、表の①から⑩の事務に係る現在の職員数と組織体制構築の考え方をより詳細に示したものでございます。

①の市長部局等のうち1万1,180人を特別区に移管し、1,940人を大阪府へ移管しますが、この人数をそのまま移管するのではなく、特別区への移管に当たっては、特別区での必要な組織体制を検討し、府への移管に当たっては効率化を考慮いたします。特に、黒色で網掛けをしております特別区への移管部分の組織体制が今回の検討の中心であり、次ページ以降で順次説明いたします。

②から⑨につきましては、②の一般廃棄物などの経営形態の見直しなどにより、現在の職員数が大幅に変動する可能性のあるもの、また⑧の消防については、現在の組織、職員がそのまま大阪府へ移管されるものであり、それぞれ特別区設置時点での職員数を移管するものとしております。

次の4 ページからは特別区設置当初の職員数につきまして、その算定結果を試案Aから

順にお示ししております。

各ページの左側の表は特別区の職員数を算定する対象範囲に対応した現員数であり、大阪市の1万3,100人、このうち大阪府への移管を除いた人数、黒い網掛けの部分のところでございますが、1万1,180人であり、さらに道路、公園、施設の維持管理などに従事する技能労務職を除いたいわゆる非技能労務職は9,710人となっております。これに対して右側の表は試案Aの場合の職員数であり、特別区4区の合計では1万1,080人、一部事務組合を加えた総計では1万1,400人となっております。これらの数字は5ページの試案Bにおきましても同じものとなっております。なお、右の表の下の※で記載のとおり、特別区設置以降は区長のマネジメントによって職員数には変動が生じるものと考えております。

6ページと7ページでは、それぞれ6区案の場合の職員数をお示ししております。

試案C及び試案Dでは、両案とも特別区と一部事務組合の総計で1万1,990人となっております。4区案の試案A及び試案Bと比べまして約600人多い職員数となっております。

次の8ページでございますが、特別区設置当初の職員数の考え方についてお示ししております。

まず、(1)の非技能労務職でございますが、現在、広域と基礎の事務を一体的に実施している大阪市から住民に身近で自立した新たな自治体としておのおのが成り立つよう設計する必要がございます。このことから実在する近隣の中核市をモデルに設計するとともに、特別区は中核市権限を上回る事務のうち住民に身近な事務を担うため、これらの事務に係る人員も個別に加味し、さらには生活保護などの大阪市の特性も反映することで、特別区が実施する事務の権限や特性に見合った職員に対しての整備を基本的な考え方としております。また、その下、(2)の技能労務職につきましては、退職不補充を前提として試算を行った特別区設置時点の職員数を事務分担(案)に応じて特別区、大阪府に移管することとしております。

9ページでございますけれども、中核市をモデルとした職員数算定における基本原理をお示ししており、グラフで示すとおり、自治体の人口規模と職員数には高い相関性があることから、この原理に基づき、特別区の職員数のうち中核市権限部分に相当する職員数については各特別区の人口規模に応じて算定を行っております。なお、人口と職員数は単純比例ではなく、人口規模が大きくなるにしたがって、一定のスケールメリットが働くものと考えられます。

次の10ページでございますが、特別区の職員数の算定方法をお示ししております。

まず、(I)として、近隣の中核市における人口10万人当たりの平均職員数をベースに、各特別区の人口を乗じて中核市モデルの部分の職員数を算定し、これに(II)として中核市を上回る権限や生活保護などの大阪市の特性を踏まえた要素を加算いたします。最終的には(III)の各特別区の職員数として一部事務組合に係る職員数を控除した後、現在の大阪市の部門別職員数の構成比率で按分し、本市の特性を踏まえた組織別の職員数を算定いたしております。

11ページでは、この算定方法による区割り案ごとの職員数の詳細を、次の12ページでは、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性として職員数の加算を行ったものの内訳について記載をしております。

13ページは大阪市から大阪府、大阪府から特別区へとそれぞれ移管される非技能労務職

の人数についての記載であり、特に大阪府へ移管される職員数については、大阪市の事務の従事人員1,490人に対して移管先での重複部門などの効率化による削減効果を120人と見込みまして1,370人としております。

次の14ページでございますけれども、特別区の組織や事務分担についてのイメージをお示ししておりますが、具体的な組織体制、事務分担は各特別区長のマネジメントにより決定していくものと考えております。なお、右側の下の点線囲みで記載のとおり、現在、区役所で行っている窓口サービスなどの事務を継続して実施するため、現行の行政区単位で地域自治区事務所を設置することとしております。

15ページと16ページにつきましては、区割り案ごとの各部局別の職員数のイメージをお示ししており、それぞれ特別区の職員総数を現在の大阪市の組織別現員数の構成比で按分し、算定を行ったものでございます。

次の17ページは一部事務組合の組織体制でございますが、事務分担（案）に基づく現在の従事員をベースに部門別に職員数を算定しております。

18ページでは、大阪府の組織のイメージをお示ししております。

こちら組織の名称も含めて具体的な内容は知事のマネジメントにより決定していくものとしております。

19ページは特別区設置に伴う体制整備において必要となる職員の採用の考え方をお示ししております。

図の一番左に示しております特別区設置時点での現員数1万1,310人に対しまして、4区案の場合、中段の表にお示ししております①の特別区と大阪府への移管の職員数の合計が1万1,640人であるため、この差し引きにより体制整備による増員として②の部分でございまして、330人と見込んでおります。これに先ほど説明いたしました大阪府への移管に係る職員数120人の効率化減を加味した結果、表の③のところの欄に記載のとおり、採用増となる必要数としては210人、6区案の場合ですと800人とそれぞれ見込んでいるところでございます。これらの採用増となる職員の採用方針としては、設置準備期間中に段階的に採用していくことで必要な職員数を確保するとともに、特別区設置までの準備業務に対応することとしております。

20ページですが、特別区設置後の職員数の推移につきまして、現員数と設置当初及び10年後を比較したイメージを図示しており、21ページでは、試案ごとに試算した見込み数をお示ししております。

22ページ以降は試案ごとに特別区ごとの職員数算定の計算プロセスの詳細についての参考資料であり、説明は省略させていただきます。

組織体制の説明については以上でございます。

（事務局：福岡制度企画担当部長）

制度企画担当部長の福岡でございます。

続いて、「4 財産・債務」について説明いたします。

1ページをご覧ください。

大阪市の財産・債務の現状ですが、保有する財産は全会計で約14兆1,877億円、地方債は全会計で約4兆4,567億円、別途債務負担行為として約6,325億円となっています。

なお、詳細につきましては、その下の大阪市各会計の財産・債務の状況、また2ページ、3ページの一般会計・政令等会計の財産の表をご覧くださいと存じます。

次に、5ページをお開き願います。

財産・債務の承継の基本的な考え方をお示ししております。

特別区の設置に当たっては、特別区や大阪府において、住民サービスを適切に提供できるよう、全ての財産・債務について承継先を決定する必要があります。まず、一般会計・政令等会計については、財産は事務分担（案）や財産の性格を踏まえながら、債務負担行為は債務の性格別に、地方債については債権者保護の必要性等を踏まえながら、それぞれ承継先を設定しています。また、準公営企業会計については、事務分担（案）に基づき、会計ごと大阪府に承継し、公営企業会計については民営化の動きを踏まえ、個別に検討しています。

続く6ページから8ページの財産・債務の承継に全体概要をお示ししておりますが、説明は9ページ以降の詳細に沿って説明させていただきます。

9ページ、財産の承継をご覧ください。

一般会計・政令等会計における財産の承継の基本的な考え方ですが、現在の大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものであり、必要な住民サービスを支え、生み出す基盤として、適切に承継していく必要があります。具体的には、事務分担（案）に基づいて承継していくこととなりますが、財産の所在する特別区への承継を基本とし、大阪府への承継は、事務分担（案）により承継が必要となるものに限定しています。また、大阪府へ承継される財産の事業終了後の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、個々の財産の状況を踏まえ、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定することとしています。

10ページをお開きください。

行政財産の承継についてお示ししています。

学校、道路、公園などの行政財産については、事務分担（案）に基づき、各所在特別区、または大阪府に承継いたします。

続く11ページには特許権・商標権などの無体財産権の承継についてお示ししております。

続いて、12ページをお開きください。

普通財産等の承継についてお示ししています。

承継ルールの考え方に示すよう、普通財産等については特別区に承継することを基本とし、大阪府への承継は大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定しています。

12ページ中段から13ページの表において、不動産や株式・出資による権利など、財産区分ごとに承継方法や具体的事例をお示ししています。

14ページは承継に当たって留意すべき事項をお示ししております。

続く15ページは債務の承継についてです。

基本的な考え方として、各特別区が新たに負担する債務については、各特別区が履行、償還をしますが、特別区の設置の日前の大阪市の債務については、債権者の保護に配慮しながら、履行、償還の責任を果たしていく必要があります。

(2) 債務負担行為の承継については、確定債務として契約等に基づいて債務の金額や相手方が確定している債務と、偶発債務として現在は債務ではないものの、一定の事由を

条件として、将来債務となる可能性がある債務に区分して整理します。

確定債務の取扱いについては、各事業と密接不可分であることから、事務分担（案）に基づき、特別区または大阪府に承継することとし、16ページに項目と承継先について記載しております。

続く17ページは偶発債務の取扱いについてですが、◆の3つ目、融資の枠組みを維持するには、同等の与信能力のある者に承継する必要があると考え、事務分担（案）に対応して承継すべきものを除き、大阪府に一元化して承継することを基本としています。

しかしながら、その下の枠に記載の偶発債務は顕在化すると一時期に多大な財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与える可能性があり、対応する財源として、大阪市財政調整基金のうち、財務リスク相当額を大阪府に承継いたします。なお、大阪府に承継する財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を減少の都度、特別区に配分します。また、偶発債務のリスク解消時の残余財産についても、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会で協議することとしています。

なお、偶発債務の項目と承継先につきましては18ページに記載のとおりです。

次に、19ページ、地方債の承継ですが、◆の2つ目、発行済みの大阪市債は、債権者保護の観点から、大阪府に一元化して承継し、特別区と大阪府の事務分担（案）に応じた負担のもと、財政調整財源等によって償還することとしています。

なお、20ページには償還についての考え方と参考イメージを記載しております。

続く21ページには、現在、大阪市で管理する財務リスクについての考え方をまとめています。

次に、22ページをお開きください。

個別検討項目として2項目ございます。まず、処分検討地ですが、所在する特別区に承継された場合、特別区間で偏在が生じるため、その対応についてお示ししています。

23ページをご覧ください。

大阪市の実情として、財政上の要請からも財産処分による補填財源の確保は喫緊の課題であり、特別区設置後も引き続き財産処分による補填財源の確保が必要であり、こうした課題への対応として、処分検討地については一部事務組合に承継し、特別区全体で活用することとします。

次に、24ページをお開きください。

地下鉄・バス事業についてですが、既に平成30年4月の民营化が決まっており、民营化に伴い、財産債務への影響が大きいことから、特別区設置時の対応について、24ページから25ページにかけてお示ししております。

26ページをお開きください。

特別区及び大阪府への承継の姿ですが、財産・債務の全体イメージとして、財産については特別区等に約70%、大阪府に約30%を承継されます。債務負担行為については、特別区等に約78%、大阪府に約13%承継されます。既発の地方債については全て大阪府に承継することとしています。

続く28ページ以降は特別区別の試算ですので、説明は省略させていただきます。

財産・債務についての説明は以上でございます。

続いて、「5 財政調整」について説明させていただきます。

1、2ページをご覧ください。

財政調整の基本的な考え方として、財政調整の必要性をお示ししています。

特別区の設置に伴って生じる財政面の課題の1点目として、事務分担（案）によって特別区と大阪府に生じる財源の過不足の解消、2点目として、特別区間の税源偏在によって生ずる収支不均衡の是正があります。これらに対応するため、2ページの中段に示しますように、現行法上の都区財政調整制度の仕組みの適用が必要になります。

都区財政調整制度は現在、東京都に適用されており、市町村民税の一部を都が徴収し、それを都と特別区及び特別区間で分け、配分していく制度です。また、特別区を新設する際の地方交付税の算定については、右下の点線囲みの地方制度調査会答申に示されているように、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう留意すべきとされており、特別区全域を1つの市とみなし、さらに都と合算して算定することとなります。

次に、3ページをご覧ください。

都区財政調整制度をベースとして制度検討していく方向性を3点お示ししています。

1点目が事務分担（案）に応じた財源の配分として、大阪府が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府で適切に提供できるよう、事務分担（案）に応じて財源を配分すること、2点目が大阪の実情を踏まえた仕組みづくりとして、府市ともに交付税の交付団体であることや生活保護費など行政需要における大きな地域格差など、大阪の実情を踏まえた制度とすること、3点目が財政調整制度の適切な運用として、透明性の高い制度運用を行うとともに、大阪府・特別区協議会における特別区重視の協議のあり方をめざすこととしております。

4ページから6ページにかけては、今の3点の内容をデータとともに解説したものですので、説明は省略させていただきます。

こうした基本的な考えを踏まえまして、7ページ以降に財政調整制度の設計についてお示ししております。

7ページから10ページにかけて制度設計の総括表でございます。財政調整については現行法上の都区財政調整制度の仕組みを適用しながら、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、大阪の実情を踏まえた財源配分を図るものですが、留意点に記載しているとおり、もとより限られた財源の配分であり、あらかじめ見込まれる通常収支不足などに対しては、財政調整とは別に、当然行財政改革等の取組みが必要となってまいります。

中段の枠をご覧ください。税制、交付税制度上の特例として、普通税三税、法人市町村民税・固定資産税・特別土地保有税と、目的税二税、都市計画税・事業所税は大阪府が徴収すること、その下、地方交付税は特別区全域を一つの市とみなし、大阪府と合わせて合算算定されること、臨時財政対策債、市町村算定分については総務大臣が定める按分により、各特別区で発行することとなります。これらを前提とした制度設計については、個々の詳細なページに沿ってご説明いたします。

次に、11ページをご覧ください。

財政調整財源の範囲についてご説明いたします。

現行法上、東京都と同様の普通税三税に加え、大阪では地方交付税相当額を調整財源とすることをお示ししています。

12ページではその必要性について2点お示ししています。

まず、1点目は大阪府・大阪市はともに地方交付税の交付団体であり、こうした財政の実情に応じた制度設計が必要であること、2点目は特別区の財政調整に必要な財源が平成27年度決算ベースの試算で3,779億円であるのに対して、普通税三税が4,027億円であり、制度を安定的に運営するため、市町村算定分の地方交付税相当額を財源に加える必要があるということです。これらを踏まえ、矢印の下ですが、現行法では、財政調整財源は普通税三税のみですので、必要な法改正について国と協議を進めてまいります。

13ページと14ページには、これら財政調整財源を特別区と大阪府で配分する方法についての図をお示ししております。

特別区と大阪府への配分割合については、事務分担（案）に応じて、適切に財源を配分いたしますが、その割合は過去3年間の平均値とすることとしています。一定の前提による過年度の試算値を含め、平成25年度から27年度の3年度分の平均は特別区が79.2%、大阪府20.8%となります。

14ページは平成27年度決算ベースで試算した数値ですが、左側の歳出について、事務分担（案）により事務を配分した結果、特別区にはA、6,783億円、大阪府にはB、2,054億円の一般財源が必要となります。それに対する歳入として、特別区にはCのとおり、個人市町村民税などの自主財源や目的税交付金が入ります。大阪府側もDのとおり、地方交付税の一部や宝くじ財源などが地方財政制度によって移転いたします。残りのEとFの部分が双方で財政調整が必要な額であり、それぞれの額に応じて配分割合を算定するものです。平成27年度の数値で試算いたしますと、特別区は78.4%、大阪府が21.6%となります。

なお、配分割合を過去3年平均で定めるとしているのは、単年度では特殊要因の影響が表れる懸念がありますので、平準化を図る趣旨でございます。この配分割合につきましては、一旦数字を固めた上で特別区設置の日までの地方財政制度の動向などによって大きく数字が変わる状況になれば、知事と市長で調整することとしています。

次に、15ページをご覧ください。

この配分割合を用いて特別区側に配分する額をどのように算定するのかをお示ししています。算定式としては、中段の枠に示すように、普通税三税に先ほどお示した特別区への配分割合を乗じ、さらに大阪府条例で加算する額、つまり地方交付税相当額の市町村算定分に同割合を乗じたものを加算することになります。

以上が本来の形ですが、現在、地方交付税の一部を臨時財政対策債の発行で賄うこととなっていますので、下段の点線の枠内にあるような所要の調整を行います。

16ページには、各特別区への交付金の配分方法をお示ししています。

左側に示すように、財政調整財源の79.2%が特別区財政調整交付金の総額です。これを普通交付金94%、特別交付金6%として配分いたします。普通交付金の配分は地方交付税と同様、各特別区に基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、差し引きの財源不足額に対して交付するという方式で行います。特別交付金は各特別区の特別な需要等に応じて配分いたしますが、特別区設置後、当面の間はサービスの継続性や安定性に重点を置いて配分いたします。

次に、17ページをご覧ください。

普通交付金の算定方法の詳細です。

基準財政需要額は（ア）から（エ）の4つの項目の合計です。まず、（ア）の地方交付

税の算定に準拠して中核市並みの標準的な水準における行政経費の財源を算定した上で、（イ）の生活保護費と児童扶養手当の実態に応じた加算、（ウ）の大阪府で発行した既発債の償還費用全額の加算を行うこととし、さらに配分可能な財源を用いて（エ）の単独事業枠を設定いたしました。（エ）につきましては、人口按分によって配分することとし、留保財源とあわせて特別区長の政策選択の余地となるものです。

続いて、18ページには基準財政収入額の算定方法について、標準的な税収入の85%を法令により参入すること、また地方譲与税等については100%参入することをお示ししています。

続いて、19ページをご覧ください。

目的税交付金制度の創設です。

大阪府が徴収する都市計画税と事業所税は、大阪市の過去の充当実績を勘案した3年間の平均により、特別区54%と大阪府46%で配分して活用する仕組みといたします。各特別区への配分は人口、面積といった客観的な指標で配分することを基本に、既に着手済みの連続立体交差事業などの財政負担にも配慮して算定いたします。

20ページをご覧ください。

大阪市の既発債は大阪府で一元的に承継し、償還することについては4、財産・債務でご説明したとおりです。償還に係る負担割合につきましては、事務分担（案）に応じた市債残高の割合により、特別区72%、大阪府28%としており、負担に必要な財源は財政調整財源や目的税の配分により各特別区と大阪府それぞれに確保されます。なお、既発債の公債費は毎年減少していくため、減少分に充てていた財源は、特別区、大阪府ともに新規発行債の償還やその他事業への充当が可能になると考えています。

次に、21ページをご覧ください。

透明性の確保についてです。

大阪府に財政調整特別会計（仮称）を設置し、財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全てこの会計で行うこととすることで、より透明性の高い仕組みとなります。

22ページは財政調整財源に関しての大阪府・特別区協議会（仮称）における検証・協議についてお示ししています。

まず、特別区と大阪府間の配分割合については、毎年度検証いたします。配分割合が適正であることについては、原則として大阪府側が説明責任を負い、財政調整制度の運用状況や府に配分された財政調整財源の充当状況などを公表するとともに、大阪府・特別区協議会に報告・説明し、検証を行うこととしています。特別区側からの意見や要請があれば、必要に応じて協議することとなります。

なお、中段の特別区間の交付基準については、地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査いたします。

さらに、将来的な協議のあり方として、特別区が主体的に財政調整を行う制度をめざしていくことを23ページにイメージとして図示しております。

続いて、24ページをご覧ください。

特別区設置後の財源不足への対応についてご説明いたします。

特別区設置後当初において、特別区で十分な財源対策が実施できない可能性を想定し、財源不足が生じる場合の対応を検討しています。具体的には下の枠囲み、大阪府が財務リ

スクを承継するための引当財源として大阪市から承継した財政調整基金の一部について、財務リスクの額は毎年度約17億円程度減少していく見込みであることから、減少分見合いの引当財源を特別区に配分することを基本としつつ、引当中の財源についても各特別区の財政運営の状況に応じて活用できる仕組みを検討していくこととしています。

25ページをご覧ください。

ここでは、ご参考として地方交付税の合算算定について図でお示ししています。

26ページは同様に、事務分担（案）による事務配分から財政調整までの流れをイメージで示しております。

財政調整制度の設計の説明は以上でございます。

28ページからは財政調整制度の検証をお示ししています。

今回の制度設計案に基づいて、特別区間の財政調整の結果を平成27年度決算データにより検証しております。検証の視点として、全ての特別区の収支が均衡するか、税の偏在が解消するか、裁量経費を配分できているかについて府内都市間や大阪市隣接9市間の格差などと比較しています。

なお、この検証における裁量経費の定義については47ページにお示ししておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

29ページから36ページまでは、今申し上げた3つの検証の視点ごとに4つの区割り、試案、それぞれの検証結果を図表も交えて示したものです。

詳細は後ほどご覧いただくこととして、検証結果の全体を取りまとめた37ページをお開き願います。

収支の状況については、いずれの試案においても収支均衡が図られております。税の偏在の解消状況については、いずれの試案においても、人口1人当たりの歳入格差が1.2倍となり、府内の都市間や大阪市の隣接9市間の格差1.3倍の範囲内となっております。裁量経費の配分状況については、人口1人当たりの裁量経費が4区案については試案A、Bとも格差1.1倍、6区案については試案C、Dとも格差1.4倍となり、府内都市間1.6倍の範囲内、隣接9市の1.3倍と同程度となっております。

財政調整についての説明は以上でございます。

続きまして、「6 大阪府・特別区協議会（仮称）大阪版「都区協議会」」について説明いたします。

1 ページには基本的な考え方をお示ししております。

現行の都区協議会の目的や主な役割は地方自治法に規定されておりますが、この素案でお示しする制度内容は中段の白抜き部分、現行の東京都の都区協議会の仕組みを発展・充実させ、特別区の考えがより反映される特別区重視の考えのもと、特別区と大阪府、特別区間相互の関係が対等・協力で、連携を強化する仕組みの構築をめざしています。

具体的には、その下の枠、全ての特別区の区長が区を代表して協議会で意見を述べるができるよう、特別区重視の委員構成として、全特別区長と知事等で構成すること、府と特別区、特別区相互間の協議が不調となった場合として、第三者機関が調停する仕組みを設けること、協議対象として、財政調整に関する事項のほか、財産・債務、事務分担など、幅広い協議項目を対象とすることとしております。

2 ページ以降の協議会の仕組みや協議会運営のイメージの説明は省略させていただきます

す。

大阪府・特別区協議会（仮称）大阪版「都区協議会」についての説明は以上でございます。

（事務局：川平制度調整担当部長）

制度調整担当部長の川平でございます。

私のほうから資料7以降についてご説明申し上げます。

まず、「7 地域自治区・地域協議会」についてご説明いたします。

1 ページの基本的な考え方をご覧ください。

現在の大阪市では、24区役所において窓口サービスを実施し、また住民意見を区政に反映するため、区政会議を設置していますが、特別区を設置することにより、大阪市が廃止され、現行の24区がなくなることから、育んできた地域コミュニティが壊れるのではないか、地域の声が届かなくなるのではないか、区役所の窓口が今より遠くなるのではないかなどの市民の不安感があると考えられます。これに対して現在の24区でのコミュニティや窓口サービスに配慮した仕組みとして、地域自治区を設置いたします。

2 ページ下段をご覧ください。

地域自治区の事務所を設置することで、窓口サービスを継続して実施するとともに、地域協議会を設置し、住民の多様な意見を特別区の区政に反映します。

3 ページ以降につきましては、地域自治区事務所の概要や地域協議会の役割などを記載しております。説明は省略させていただきます。

地域自治区・地域協議会についての説明は以上でございます。

続きまして、「8 一部事務組合等」について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

一部事務組合の概要として、上段の記載でございますけれども、一部事務組合は複数の地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体であり、組合自らの判断と責任において運営されます。また、必要な事項を定める規約は、構成団体の議会の議決を経た上で構成団体の協議によって規定され、必要な経費は構成団体の議会の審議・議決を経る必要があり、その審議の中で組合の運営を確認していくこととなります。その下には組合の位置づけや運営のイメージをお示ししております。

2 ページをご覧ください。

2 ページには一部事務組合の事務を表に示しております。

その表の下、効果のところをご覧ください。特別区間における住民負担やサービスの公平性等を確保できるとともに、システムや施設の管理を共同化・集約化することにより、効率的・効果的に事務を執行、財産を管理・処分できることとなります。

3 ページの組織体制の説明は省略をさせていただきます。

5 ページをご覧ください。

機関等の共同設置についての概要等をお示ししております。

位置づけや法的効果などをこのページでは記載をしているところでございます。

続く6ページに、機関等の共同設置とされた事務を表に示しております。表の下にその効果をお示ししておりますが、共同処理することにより、高度な専門性の確保や効率的な

事務処理が可能となります。

一部事務組合等についての説明は以上でございます。

続いて、「9 設置の日」についてご説明いたします。

1 ページには、特別区設置の日を検討するに当たっての基本的な考え方として、まず住民サービスに支障が出ないこと、また十分な周知と関係機関との調整期間の確保が重要であるとしております。この2つの視点に基づきまして、組織体制の整備やシステム改修など、主要な項目について特別区が住民サービスを確実に提供できるよう、必要な期間を踏まえる必要がございます。

主要項目ごとの必要期間については表にお示ししておりますけれども、①組織体制の整備については3年程度、②システム改修について3年程度必要と見込んでおります。③庁舎整備につきましては、賃借・改修の場合にはおおむね3年程度、建設する場合にはおおむね7年程度を見込んでおります。④街区表示板、住居表示版の変更につきましては2年程度、⑤その他としまして、住民への周知や条例等の制定などで2年程度を要すると見込んでいるところでございます。このほか、事務の引き継ぎや財政の調整、財産・債務の承継など、特別区の設置に必要な項目につきましては、設置準備期間に整えていくことと考えております。

これらの必要期間を勘案いたしますと、矢印の下でございますけれども、住民サービスを間断なく提供するためには、特別区設置の日は、住民投票の日からおおむね3から4年後と考えておるところでございます。

なお、具体的な設置の日につきましては、法定協議会におけるご議論を踏まえました上で案をご提示したいと考えております。

次の2から3ページにつきましては、主要項目につきまして、それぞれの項目で特別区の設置に必要な準備期間をイメージ図としてお示ししているところでございます。

設置の日についての説明は以上でございます。

続きまして、「10 特別区のすがた」でございますけれども、この資料につきましては、4区の2案、試案A、B、それと6区の2案、試案C、Dそれぞれにつきまして、各特別区の概要や特徴などを基礎データや地図とともに取りまとめたものでございます。

恐縮ですが、詳しい説明については省略させていただきます。

事務局からの資料説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまご説明のあった特別区素案については、申し合わせにより本日は事務局説明のみとして、事務局質疑等については後日となりますが、まずは資料の記載内容などで確認されたい点、ご意見等がありましたらこの際ご発言を願います。

なお、発言されます場合は、インターネット配信をしている関係から、まず挙手をしていただいて、私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

何かご意見ありますか。ないですか。

それでは、特にご意見等がないようですので、本日の協議会はこれで終了とさせていただきます。

だきます。

この後、第5委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の方はご参集いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。